

## 議会運営委員会会議録

### 招 集

令和7年1月25日（火）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）戸田 隆次 （副委員長）今城 雅子  
岩崎 康朗 奥岩 浩基 国頭 靖 塚田 佳充  
中田 利幸 錦織 陽子

### 欠席委員（0名）

### 議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

### 説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長  
[秘書広報課] 幸本課長  
[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

### 出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

### 傍聴者

稻田議員 門脇議員 津田議員 徳田議員 西野議員 又野議員 松田議員  
森谷議員 矢田貝議員  
報道関係者0人 一般0人

### 協議事件

- 1 12月定例会の提出議案について
- 2 12月定例会の日程について
- 3 12月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について
- 4 次回議会運営委員会の開催について
- 5 米子市議会基本条例の検証について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、12月定例会の提出議案について、当局の説明を求めます。

藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 市議会12月定例会の提出議案につきましては、条例が8件、単行議案が16件、補正予算が6件、報告が4件の計34件を上程する予定としております。

なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

○戸田委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 次に、協議事件2、12月定例会の日程について、事務局の説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 12月定例会の日程でございます。資料5を併せて御覧ください。

まず、各個質問の通告についてでございますが、明日、水曜日、26日午前9時受付開始で、28日金曜日の正午が受付期限となっております。

また、意見書案の提出期限及び報告に対する質疑の通告期限につきましても28日金曜日の正午となっておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 次に、協議事件3、12月定例会における各個質問人数の割り振り（案）について、事務局の説明を求めます。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 各個質問の人数の割り振りの案でございます。12月は4日間でございます。12月4日、5日、9日はいずれも6人ずつの割り振りで、あとは全て10日への割り振りの予定でございますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 次に、協議事件4、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり、定例会開会日の12月2日火曜日午前9時20分から開催したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、ここで執行部は御退席ください。

[執行部退席]

○戸田委員長 次に、協議事件5、米子市議会基本条例の検証についてを議題といたします。資料6を御覧くださいませ。よろしいでしょうか。これは、委員から御提出をいただいた付言事項を取りまとめたものでございます。

それでは、提出された委員から御説明をいただき、他の委員から質疑、御意見等を求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、国頭委員さんからお願ひしたいと思います。何かございましたら。

国頭委員。

○国頭委員 皆さんと違って、非常にシンプルに書かせていただきましたが、私は11番になります。議員間討議についてということで、議員間討議についてはいろいろ今まで

議運等で視察等はされてると思いますが、この議員間討議の在り方、やり方とか、どういった形でやるとか、そういったものについては、議運等でしっかりと、今までも調査等はされたと思いますけども、実施に向け、やはり調査・検討すべきであるということで書かせていただきました。

一つ一つ、みんないいですか。

○戸田委員長 どうぞ。

○国頭委員 それから、もう一つ、12番、全ての会議の公開についてということで書かせていただきました。全員協議会については、かつてから言われておりますけども、ここのことろも、一般には傍聴はされてますけども、今後、録画、それから会議録の公開についても、開かれた議会ということにつきまして調査・検討すべきであるということで書かせていただきました。

13については、議員政治倫理条例の見直しについてということで、議員政治倫理条例の改正・見直しの調査・検討をすべきであるということで書かせていただきました。議員政治倫理条例は、覚えておりますけど、つくった後、1回、訂正というか、改正されております。ただ、その後、そのときに私は覚えておるんですけども、改正されたときに、毎期ごとにやっぱり見直しというか、現状に合ってるのか等をすべきであるっていうことをして改正した記憶がありまして、私は、それは基本条例とともに、やはり政治倫理条例っていうものも毎期ごとしっかりと調査・検討等もすべきであると思いまして、書かせていただきました。以上です。

○戸田委員長 国頭委員から御説明いただきましたが、質疑なり意見等がございましたら承りたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 3条のところは、うちも当初から入れさせていただいてますので、何かしら検討は必要ではないかなというふうに思いますんで、今後一緒に動いていけたらなと思っていまして、13条、米子市議会議員政治倫理条例のほうなんですが、こちらは毎年見直しをされるべきみたいな感じで言われましたか、毎期ごとですか。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 毎年はちょっと厳しいと思いますんで、毎期ごとぐらいはという間隔で、そのとき、開催のときにはまた話し合うという話があったと思いますので、それが実際のところはできてないというふうには私は思ってますんで、そういう間隔ですべきじゃないかなと思っております。

○戸田委員長 よろしいですか。

中田委員。

○中田委員 私もこの倫理条例の件なんですけど、御提案の中では改正・見直しのと書いてあるので、倫理条例に照らし合わせてどうなのかということは、例えばいろいろ自分たちに対する戒めも含めて、大事だとは思うんですけど、倫理の見直し、倫理というのはそういう変化に富むものとはあまり私は解釈できなくて、倫理観っていうのは非常にそれぞれの社会的立場の中で割と安定的な概念としてあるものではないかと思うんですけど、それが毎回、改選期に見直しが必要な倫理観っていうのはどのような変化なのかっていうことがよく分からないんですけど。

○戸田委員長 国頭委員。

○国頭委員 具体的に言うと、改正があったときに、いわゆる何か、その前は職員さんに、いろいろ議員が陳情とか行ったたときに、要望とかしたときに、もう最初のときにはみんな書いてもらったんですね。それを、あまりにも職員さんには全て書いてもらうのも大変だろうっていうのもあって、変更したときには、この倫理条例の規定に当てはまるようなことについては、現在は、について書いてもらうというような形の仕組みになってると思うんですよ。そのときには、私も言ったんですけど、いや、職員さんがこの規定に当てはまるっていうのを解釈して、そういったときについて書いてもらうみたいなことは、なかなか職員さんに向けてやるのは難しいんじゃないかな。実際には、もう何も書かれなくなるよという話は言ったんですけども、そういう伦理条例の運用も含めて、改正すべきということ、見直しというか、そういうこともすべきじゃないかっていうことを当時言った記憶があって、そういうことも含めて、倫理条例自体の運用も含めた見直しというところという意味で書かせていただきました。

○戸田委員長 中田委員はいいですか。

中田委員。

○中田委員 条例の運用についてっていうところもちょっとよく分からないし、それから、職員が議員から言われたことをメモするっていうのは、その背景に、これは県なんかも以前あったけども、議員からの言い方がいわゆるパワハラ的な言い方だったりとか、いろんな圧力的なことであってはいけない、そういうことを防止するためにメモを取らせてもらいますよっていう動きがあって、それがこの条例のところで、条例に合ってるかどうかっていう議論はもちろんありましたけど、条例自体の改正・見直しにつながるような倫理観の変更とか手続とかっていうことではなくて、条例っていうのは、対象が明確であれば別ですけど、一義的には、例えば議員の政治倫理条例であれば、議員がどうあるべきかという倫理のことを書く条例なので、その条例に反するようなことが事象としてあって、何か特別に補完しなければいけない内容が条例上あるのかどうなのかっていうことで判断すべきことであって、条例違反かどうかっていうことは、運用面の細かい部分はまた別問題じゃないんでしょうかねって私は思いますけど。

○戸田委員長 錦織委員。

○錦織委員 私は、毎回、改選期ごとに改正見直しの調査・検討をすべきであるっていうことで、つまり、見直し、運用も含めてっていうようなことでさっき国頭委員が説明されたんですけど、この議員政治倫理条例っていうのは、何かあったときに条例に照らし合わせてどうだったのかっていうことの検証が必要だと思うので、殊さらそれを見直しとかっていうのも出さなくともいいのかなと思うんですけども、ただ、毎回、期ごとに、やはりこの間どうだったのかっていう検証は必要かなっていうふうには私は思います。

その結果、ちょっと改正せんといけんとか、合わないとっていうことはあるとは思うんですけども、そうそう改正に及ぶっちゅうことはないと思いますけど、検証は必要であると。

○戸田委員長 検証は必要ということだね。

○錦織委員 以上です。

○戸田委員長 国頭委員、よろしいですか。

国頭委員。

○**国頭委員** 私も、ちょっと改正・見直しのところ、やっぱり検証は必要じゃないかなと思いますんで、私も検証ということをすべきであるということに変えさせていただきたいと思います。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

○**今城委員** 今、皆さん、お二人が特におっしゃっていたところとほぼ変わらないんですけども、今日というか、この付言の内容とかっていうのが、基本的に議会の基本条例に対しての検証を行った上での付言っていうことだと私は認識してるんです。そういう意味で、政治倫理条例の見直しというふうに書いてくださってるのが、検証というふうに、国頭委員さんはそういうふうにおっしゃってくださってるんですけども、とにかく、どちらにしても、この13条のところっていうのは、政治倫理条例云々というのは第2項のところでちょっと触れられ、ちょっとというかな、触れられているといろんところであるというふうに私は思っていて、その触れられている内容っていうのは、倫理条例を遵守しなければならないっていうふうになっているということで、遵守してるのかしていないのかっていうことになると、遵守していないという事実がありますかっていうことで、遵守はしているっていうふうに私たちはしてきたと思っています。

そういう意味で、1項のところにおける政治倫理っていう考え方からいうと、我々が律していく、不正なことをしてはいけませんよとか、議員としての責務をしっかりと果たさんといけんですよっていう、そのところについてどうなのかっていう考え方でこの基本条例を検証してきているわけなので、政治倫理条例の見直し云々っていうこととか検証をするべきだということを、政治倫理条例の中でするのではなくて、議会基本条例の中で付言するかどうかっていうことについては一度議論をしなければ、方向が違うと思うんです。内容とか方向とか、要するに方向性っていう言い方は正しいかどうか分からんんですけど、政治倫理条例についてのことを見直さんといけんへんとか、検証せんといけんへんっていうことをこの中でするのかどうなのかっていうのはとても難しい。

○**戸田委員長** 難しい話だな。

○**今城委員** 難しいよりも、方向がズれてるんじゃないのっていう気がするので、するとすれば、議運からの次の議運に申し渡すところでの政治倫理条例についても、1期の中で我々が議会基本条例をやっているのと同じように、倫理条例についても検証をするべきではないのかということなら、議運としての申し送りはできると思うんですけど、この議会基本条例の中での付言にするっていうのは非常にちょっと背中が何かかゆいというか、何か違うんじゃないのかなっていう気がしています。

(「ステージが違う。」と声あり)

そう、土俵が違うんじゃないのっていうような気がちょっとしています。

ごめんなさい、もう一つ、11番でしてくださっているとこの議員間討議についてのところなんんですけど、後で私が多分御説明せんといけんところになると思うんですけど、実施に向けて検討するっていうふうに書いてあるんですけど、私的には、この議員間討議は実施していると思っています。実施できているし、実施していると思っていますので、実施に向けて検討っていうふうにさっき言われたんですけど、実施に向けて検討はもうして

いるのに、なぜゆえ実施に向けて検討ということを付言しないといけないのかっていうのは、私にはちょっと理解ができない部分というか、ちょっとすとんと落ちないっていう部分があります。

むしろ、議員間討議についてのことっていうのは、多くの会派や多くの議員さんから出ているということは、認識をきちっと一にするほうがいいんじゃないなっていう、後で申し上げますけど、そのほうに付言としてはなるのじやないかなっていうふうに私自身は思っています。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、次に移りたいと思います。

錦織委員。

○錦織委員 私からは3点出させていただきました。

まず、5番で、議員間討議っていうのは、これは皆さんとすり合わせてしたら、必要であるというふうな共通認識があるので、不十分なので検討を進めることということでお願いしたいと思います。

それから、6番の政策立案機能の強化についてということで、私は、特に条例第8条で政策立案機能の強化が求められているということで、実際には、中田委員も前もおっしゃったように、実績が、自分が条例を出したというようなことで、非常に少ないということでした。それで、議員側のそういう強化をするためにも、議会事務局の果たす役割が大きいというふうに考えまして、今の事務局体制では難しいということで、特にこの強化・推進のためのバックアップできる事務局体制が必要であるということを述べさせてもらいました。

それから、7ですけど、議員研修の強化、充実ということで、条例第11条第2項は、この政策立案のための能力の向上を図るために、議員研修の強化、充実に努めるものというふうに書いてありますけれども、例年は4市合同研修だけというのが続いてまして、今年は特に独自でハラスマント研修を行いましたが、席を同じくして議員で課題の共通認識を持つことは大変重要であり、これから研修の在り方を検討して、適宜勉強会や研修を積み上げることが必要であるというふうに思いまして、この項を上げました。以上です。

○戸田委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見等ございましたら承りたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、次に移りたいと思います。

今城委員。

○今城委員 まず、1番です。「市民」の定義についてというところです。今回の検証を含めて、前文のところできちっと書いてはあるんですけども、書いてある内容をそこに書きました。主権者である市民を代表する機関であるということ、また、市民の負託に応えるということ、また5条4項にも、市民からの政策についての提案として受け止めるというふうに、これら、市民、市民、市民っていうことが言ってあるんですけど、じゃあ、市民とは一体何ぞやっていう定義についてのことが、当然のことでしょうっていう、これまで、そういう形で、当たり前のことですよねっていう感じで定義されてこなか

ったんですけども、この市民の定義についてっていうのは、この認識がばらばらであるという、様々、それぞれ26人いたら、もしかしたら26通りの考え方が出てくるのではないかと思われるぐらい、認識が様々であるということが今回浮き彫りになったなというふうに思っています。

そういう意味では、この市民の定義というところについて、上位法である地方自治法や、また米子市民自治基本、米子市じゃなくて市民でしたね、すみません、自治基本条例にはどのように書いてあるのかっていうことをきちっと検証した上で、そこのないようにするということを前文で規定をしていくべきではないかなっていうこと。ただ、現在の条例であり条文であるというところについては、検証外だということや、それから、この内容を検討し、条文として盛り込まなければならないのではないのかっていうのは、今後の課題として、今全てを決めれる状況でもないなということを踏まえて、これは付言として次に送るべきことじゃないかなっていうふうに思いましたので、書きました。

次に、2点目ですが、先ほど来もあります、皆さんやっぱり同じような認識をしていらっしゃるということであるので、議員間討議についてっていうことについては、やらなくていいとか、やるべきでないと思っている人は誰一人いないと思うんですけど、じゃあ、どのような場面でどういうことをしているのが議員間討議なのかっていうことの認識がもうこれまた様々なんだなということを、今回、この4年間も含めて、確実な形で確認されたんじゃないかなっていうふうに私は思っています。そういう意味では、私は、議員間討議は尽くしているとは思いませんけど、ちゃんとやっていると思っています。

そういう意味では、どこの場面でどのようなことを定義された上で、それをしているのかしていないのか、できているのかできていないのかということについて、次期検証ではやらないといけないだろうなっていうふうに思いますので、そういう意味では、付言にするべきことじゃないかなっていうふうに思っています。

3点目の研修については、先ほど錦織委員さんもおっしゃったんですけど、新人議員だけにこの研修をするとかではなく、先ほど国頭委員さんもおっしゃったような、政治倫理条例もありますので、これも含めてきちっと研修するべきではないかなということと、4市議員研修というのをメインにしたので研修してますということではなくて、様々な角度から、前回の検証のときには、地方自治法のしっかりととした研修も行うべきではないかっていう付言もありますし、話も出てきましたし、また、今の時代でいうと、政治資金規正法についてもしっかりとやっていかないといけないような時代になってきたのではないかという気もしますし、内容についてはどういうことをするのかっていうのは次にすることだと思いますが、やっぱり研修はしっかりとやるべきではないかなってふうに思っているので、これは付言にしたほうがいいかなっていうふうに思いました。

あと、4番目は、先ほども言いましたが、30年の3月の検証も、令和4年3月の検証にも、様々、条文見直しについてっていうことが付言されているんですけど、結局、この4年間も、申し訳ないことに取り組むことができずに、手を入れることをせずにやってきたなというのが、自分たちのやらなかつたということも含めてなんんですけど、ということなので、次に関しては、早急に条文の見直しや改正ということについてのことは、幾たびかこの検証の間にも出てきた内容でもありますし、なかなか簡単に合意を得て、検証し、また改正するということに向かうかどうかっていうことは難しいとは思いますが、その努

力や方向をやらないとか失わすというのは、あまりよくないし、違うのかなっていうふうに思っていますので、このように付言として出しました。以上です。

○戸田委員長 それでは、質疑、意見等を承りたいと思います。ございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 1番ですけれども、市民についての定義っていうことで、前文のことについて言及されたんですけれども、これは、今回、検証対象外ということになってまして、検証対象外のものに対して付言をつけるっていうのもちょっとおかしいじゃないかなっていうふうに思います。

それだったら、最初から前文についての検証が必要だと、前文についての市民という位置づけの検証が必要だとかっていうふうにされないと、今ここで出されるのはちょっとおかしいんじゃないかなっていうふうには思います。

あとは、2、3、4は、それぞれ見直し、検討ということでやったらいいいじゃないかなっていうふうに思いますけど、ちょっと1番について意見を述べました。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 さっき錦織委員さんが言われたことで、対象外ということであれば、これを補完する形の、要は逐条として用語解説的なということは別途つくろうよということが確認できれば、付言事項にまでしなくてもいいんじゃないかなと。いわゆる用語解説ですね。

普通は、自治体議員なので、自治体って、ネーションっていうか、自治体の範囲で考えると市民っておのずと大体決まってくるとは思うんですけど、やっぱり人によって取り方が、議員によって違うような事象があれば、用語解説的に、違う形で整えるようなことが議運としても確認できればいいんじゃないかなと思います。

それから、あと、取りあえず意見としてここで言わせていただくと、議員間討議のことについては、先ほども出てましたけど、おおむね皆さん方からその討議、ただし、議員間討議というものはどういうものを指すのかだかとか、いつ、どのような場所で討議が保障されるというか、取り組まれるのか、運用されるのかとか、そういうところをそれぞれ出された方の部分の意図を調整しながら、一つにまとめていけばいいんではないかというふうに私は思いました。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

奥岩、塚田委員で。

奥岩委員。

○奥岩委員 最初のページの8、9、10で記載させていただいてまして、これ、一番当初のときに、こういったので、2条、3条、12条、15条のときにも申し上げたとおりになるんですけど、8のところは2条、3条に関わるところで、議員間の討議ですか、議員間の議論について、先ほどからあるありますけど、その在り方はどういった形がいいのかなっていうのは検討すべきではないかなというところです。

その次、12条、図書室についてですが、こちらについても、どういった在り方がいいのか、もうちょっと機能を充実させたほうがいいじゃないかという意味で書かせていただいておりますんで、先ほどの錦織委員の7番のところの11条のところにもつながるかな

とは思いますけど、同じような形で、これも、ごめんなさい、6番の8条のところですね、政策立案機能のところにも寄与するんじゃないかなというふうに考えております。

最後、10番目、15条のところに書かせていただいておりますけど、これも検証の際にも申し上げましたが、専門的な知識を持った方々をどういったふうに議会として活用していくかっていうところは、この辺りのところはやっていけたらなと思っておりますんで、よろしくお願ひします。以上です。

○戸田委員長 質疑なり、意見等ございましたら承りたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、以上で提出のありました付言事項の説明及びそれに対する質疑等は終了いたします。

それでは、今日出ました、先ほど中田委員さんがおっしゃいましたように、重なつたる部分もございますので、正副委員長のほうでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 じゃあ、まとめさせていただいた内容につきましては、12月23日の閉会後の議会運営委員会で採決を行いたいと思います。

意見等を踏まえまして、付言事項の修正等がありましたら、12月12日金曜日までに議会事務局のほうへ御提出いただきたいと思います。

繰り返します。今日出ました意見等を踏まえまして、付言事項の修正等がございましたら、12月12日金曜日までに事務局まで提出をお願いしたいと思います。

それで、その後、12月23日の閉会後の議会運営委員会で採決を行い、付言事項、または評価の過程において今後に向けて提案があった事項として取りまとめ、決定したいと思います。

以上でこちらで用意した案件は終了となります。よろしいでしょうか。

錦織委員。

○錦織委員 あまりにも早くてちょっと。

○戸田委員長 ごめんなさい。

○錦織委員 すみません、13日までに。

○戸田委員長 12日まで。

○錦織委員 12日までにっていうのは、今のこの付言事項……。

○戸田委員長 の修正を。

○錦織委員 修正っていうのは、自分の修正じゃなくて、出されたものを。

○戸田委員長 取りまとめ。

○錦織委員 取りまとめたものがその前に出されて、それで、それを、意見があるなら修正をして、12日までに提出。

○戸田委員長 そういうふうに考えております。

それでいいですね。

○錦織委員 分かりました。すみません。

○戸田委員長 森井議事調査担当局長補佐。

○森井議事調査担当局長補佐 今、取りまとめた分の説明をしていただきまして、それで、いろいろ意見とかありましたんで、それを踏まえての修正ということになります。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

繰り返します。意見等を踏まえて、付言事項の修正等がありましたら、12月12日金曜日までに議会事務局へ提出ください。

よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○戸田委員長 それでは、委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 事務局から1点、御説明と御報告をいたします。

去る10月1日の議会運営委員会において御説明をした、議場における情報保障システム導入事業（仮称）という形で説明をしておりました、について事業の一部変更について御説明をさせていただきたいと思います。

変更点が2点ございまして、まず、字幕表示するに当たって、新たに設置する議場内のモニター、それから、及びインターネット放送のみの表示ということになります。これは、ケーブルテレビ会社の方針として、字幕放送の表示を現時点では差し控えたいということで、今後は、引き続き表示に向けて検討をしていくこととしております。

続いて、手話通訳撮影場所増設につきましてですが、実施団体である公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会との協議の結果、第2会議室をお借りして実施したいと考えております。よって、増設に関する修繕費ということで説明しておりましたが、これは含めずに、本定例会の補正予算計上されております。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 質疑がございましたら承りたいと思います。

奥岩委員。

○奥岩委員 10月1日の議運のところからで、今回、補正予算も予算計上していただいておりまして、議会のほうから上がっておりますんで、事務局の皆様、御対応ありがとうございました。

今御報告をいただいたんですけど、もう議会も始まりますし、予算もこういった形でっていうふうにきっちと文書を作つて出されたと思いますので、できればそのときに使用されたような資料も共有していただけるとありがたいなと思います。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 補正予算に計上いたしました資料に加えて、本日、この後、予定をしております会長・幹事長会議でも概要を説明したいというふうに考えているところでございます。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 資料があるようでしたら、今、議会運営委員会ですので、こちらで共有していただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「議事進行。」と中田委員)

○戸田委員長 中田委員、議事進行。

○中田委員 今、会長・幹事長会議という話がありましたけども、これはこの正式な会議

とはまた関係のないというか、関係なくはないんですけども、手続上違う話なので、そのことを理由ではなくて、今、奥岩委員の指摘された不明な点というか、求められている詳細な点というか、要はどういう理由かという部分について、資料で出せれるなら出してほしいということについてどうなのかということですし、この場で、先ほどの事務局長の説明がその理由として分かりにくいかから、そういう話が出たんではないかと私は思うんですけど、そこら辺が整理されれば、今ここで説明できることと資料が必要なこととがはっきりするんだと思うんですけど。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 失礼いたしました。事業概要というふうにちょっと解釈をしておりまして、ですけれども、先ほどの説明に対しての特段、資料というのを準備はしておりませんので、今、現時点では出すことができんけれども、整理をして、資料を作つてまいりたいと思います。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 初めに戻るんですけど、御報告いただきまして、10月のときの議会運営委員会で、こういった形で字幕対応、手話通訳さんの対応をされますっていうことで、今後、補正予算の予算計上に向けてもやっていきましょうっていうようなお話だったと記憶しております。今回、12月補正にも議会のほうから予算計上してあります、我々議会側としては、前回の10月のときのお話の形で予算計上、上がってるんだろうなっていうふうに考えておりました。

先ほどの事務局長からの御説明ですと、そこが若干変わってるような印象を受けましたので、そのところがどういったふうに違うのか。字幕対応が難しいっていうようなお話だったんですけど、そのところの御説明も詳しく伺えたらなというふうに思いますんで、そういうことを全部踏まえて予算要求をされておられるはずですので、詳しい資料があればっていうことで、提供というか、共有をお願いさせていただいたつもりなんですが、すみません、説明が下手くそで、伝わっておりますでしょうか。

○戸田委員長 毛利事務局長。

○毛利事務局長 説明に対しまして2点の変更点、1点ずつ詳しく説明をしていきたいと思います。現時点ではそれぞれの変更点についての資料は用意しておりませんので、詳しく口頭で説明したいと思います。

まず、第1点の字幕の表示の変更に当たりましては、当初、ケーブルテレビの放送のほうでも字幕表示をするというふうにケーブルテレビ会社さんのほうとは打合せをしておりましたので、そういうふうにお話をしておりました。

しかしながら、ケーブルテレビ会社さんのほうが、その後、方針のほうを会社として決められまして、現時点では差し控えたいと、先ほど説明したとおりでございます。これは、鳥取県内ではほかのケーブルテレビの放送でも、まだ字幕をそのまま放送しているという例がないということから、そういうふうに考えられたというふうに聞いております。引き続き、表示をしていくことについては、会社としても検討していくみたいという声がございましたので、その旨、先ほど御説明したとおり、表示に向けて検討を重ねていきたいというふうに考えているというふうに説明をさせていただいた次第でございます。

手話通訳の場所につきましては、当初、6階の廊下の一部をパーティションを造る工事

をしていって、部屋を造るというふうに考えていたところでございまして、団体のほうと現地を見ながら協議をしていったところでございますけれども、レイアウト的なことありますとか、最初、6階の一番端になりますて、事務局との距離もかなり空くということから、連絡の方法等の懸念が協議の中で示されてまいりまして、この3月の試行、そして来年度当初の辺りでは、取りあえず撮影場所は、工事をしてまで造らずに、会議室で利用できたらという団体からのお話がありましたものですから、第2会議室のほうをお借りをいたしまして、当面実施していこうというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどの説明から補足していただきまして、ありがとうございます。

実際、計上されております494万2,000円ですかね、こちらのほうの内訳見させていただきますと、委託料のほうが420万円、手話通訳さんの派遣手数料が74万2,000円ってなっておりまして、この細かいところも知りたいなと思っていたんですけど、我々議会のほうから上げる予算になりますので、そういったところの細かい数値といいますか、前回の10月のところからどういったふうに変わったのかなっていうところも、分かれば教えておいていただきたいです。

○戸田委員長 毛利事務局長。資料ないの、資料あるでしょう。資料はないですか。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 資料は今、準備をしておりませんでしたので、大変申し訳ございません。詳しい資料を準備しておりませんでしたので、事業概要書等しかございませんので、事業概要書では先ほど奥岩委員のおっしゃったとおりのことしかありませんから、ちょっとその資料については準備しておりません。

○戸田委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 議案上程自体が来週、開会にはなります。本日、午後から全員協議会で議案の説明もございます。ですので、これ、委員会だけではなくて、全議員に対しては少なくとも本日の午後の全員協議会までに詳細な資料は配付していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「併せて。」と中田委員)

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 この場で適切かどうか分かりませんけども、通常だと、先ほど出とった会長・幹事長会議のようなところで、構想段階のところを、たたき上げる段階のところで、先ほどの細かい部分みたいな話が先で、議運が来るんですけど、今日、日程的に議運が先になってるので、そこら辺の説明がということだとは思うんですけど、背景としては。ただ、議運は正式な委員会として、先ほど奥岩委員が言われたように、予算案の部分で、議会提出予算案のその財源内訳や、内容の詳細な内訳がないなんていうことは普通考えられない話なので、積算された根拠が絶対あるはずなので、そういった、議運のところで議案として説明ができる内容と、それから、今回は逆パターンにはなってますけど、いろいろな事情、例えば中海テレビさんの事情とか、そういったものはここでは別に必要ないことがあって、どういったもので積算されて、その予算の根拠になってるかっていうところが議案として、自分たちが提出する議案がいいのか悪いのかの判断ができる資料が欲しいと

いうことですよね。それが整ってないということが、これはあまりよろしくないことだと思うので、それは早急に、議会が始まる1週間前のところでは、当局議案と同じように、ちゃんと説明ができる体制にするっていうことはやっぱり取り組んでいただきたいと思うんですけどね。

○戸田委員長 今、資料はありませんか。

○中田委員 積算根拠がないなんていうことないでしょ。

○戸田委員長 ないです。査定の資料があるでしょ。

○中田委員 それは出したらいいっていうことでしょ、早急に。今この場で探してきて作らんでも。本来ならここで説明できないけんけど。

○戸田委員長 ここで出さないけん。

毛利事務局長。

○毛利事務局長 大変申し訳ございませんでした。おっしゃるとおり、事業概要についての積み上げの資料というのを整理いたしまして、すみません、今すぐではないですが、後ほど提出したいと思っております。

(「いいんじゃないかな。」と声あり)

○戸田委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

[「ございません」と岡田議長]

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時47分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸 田 隆 次